

子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第130号）（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）

子どもを共に育む京都市民憲章（平成19年2月5日京都市告示第355号）の実践に関し、次に掲げる措置を講じることとともに、規定を整備することとしました。

- 1 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先するための取組として、次に掲げる措置を講じることとしました。
 - (1) 事業者は、保護者でない従業員にも仕事と家庭生活等との調和を図ることができるようにするため、労働環境の整備に積極的に努めなければならないこととしました。
 - (2) 本市は、保護者でない市民にも仕事と家庭生活等との調和を図ることができるようにするため、事業者に対し啓発を積極的に行うとともに、保護者の子育てを支援するために必要な措置を講じなければならないこととしました。
- 2 保護者が、子どもとの間において、取決めをするよう努めなければならないとされているインターネットの利用に関する取決め、ソーシャルメディアに関するものが含まれることを明確にしました。
- 3 子どもにインターネットを適切に利用させるための保護者の取組が円滑に実施されるよう必要な措置を講じなければならない者の範囲を拡大しました。
- 4 本市は、子どもを取り巻く環境の変化等を勘案して必要があると認めるときは、国又は京都府の措置を踏まえつつ、見直しを行い、規制等の措置を講じることとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大 作

京都市条例第 / 30 号

子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例の一部を改正する条例

子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「である保護者」を削り、「生活の」を「家庭生活（子育てを含む。以下同じ。）、地域における活動及び社会貢献活動との」に改め、「整備に」の右に「積極的に」を加え、同条第4項中「保護者の仕事と生活」を「市民の仕事と家庭生活、地域における活動及び社会貢献活動と」に改め、「保護者を使用する」及び「従業員である」を削る。

第26条第1項中「携帯電話端末その他の」を削り、「携帯電話等」を「インターネット通信端末機器」に改め、同条第2項中「携帯電話等」を「インターネット通信端末機器」に改め、「取決め」の右に「(ソーシャルメディアに関するものを含む。)」を加え、同条第3項中「及び同条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者」を「同条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者、同条第11項に規定する特定サーバー管理者及びインターネットと接続する機能を有する機器を製造する事業者」に改める。

第31条中「この条例の施行後3年以内を目途として、その施行の状況」を削り、「ときは」の右に「これらの事態に対処するための国又は京都府の措置を踏まえつつ」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)